



わからないことがあつたら、すぐ住民課窓口へ

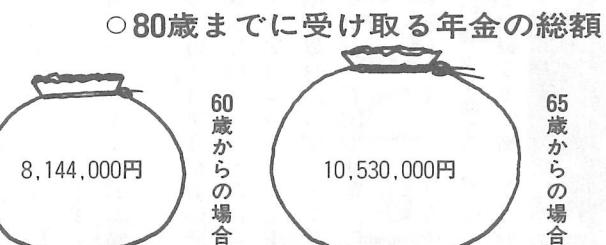
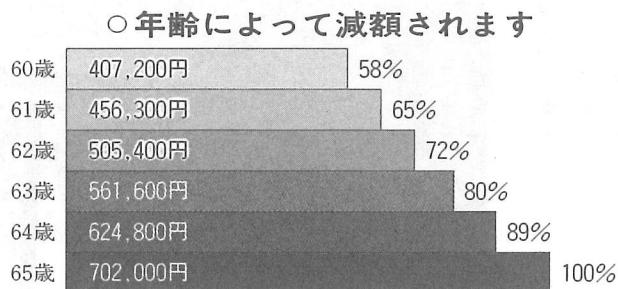
①受け始める年齢によって、下表のとおり、年金額が減額され、支給率は終身変わりません。

②65歳までに、万一障害者になってしまっても、繰り上げて受けている人は、障害基礎

③厚生年金や共済組合に加入していたことのある人は、60歳から特別支給の老齢厚生

## “繰り上げ請求”は 慎重に

### —老齢基礎年金—



④年金額は、昭和36年4月から60歳になるまで満額を納めた人の金額です。

※年金についてのお問い合わせは、住民課年金係（内線247）へ。

いるか、または、受けられるようになつたとしても、65歳までは老齢基礎年金、遺族厚生年金のどちらか1つしか受けられません。

町でも、11月23日の農業祭に「年金ひろば」を設け、パンフレットや記念品の配布、国民年金クイズなどを行いますので、ご近所おさそい合わせおでかけください。

老齢基礎年金は、65歳から受けることが原則ですが、60歳からでも繰り上げて請求することができます。「もらえるものならできるだけ早くもらいたい……」とは、誰もが思うことです。

しかし、繰り上げて受けると次のような不利な面もあります。

③65歳になるまでに万一ご主人が死亡し寡婦年金を受けられる条件になつたとしても、繰り上げて受けている人は、寡婦年金が受けられません。

④遺族厚生年金などを受けて

「人生80年」、老後は確実に長くなっています。安易に繰り上げ請求して、後悔するとのないよう、よくお考えのうえ、請求してください。

## 年金は

### 世代と世代の助け合い

—今月は国民年金推進月間です—

人生はまさに80年時代。わたしたちは今、世界で一番長生きできる国に住んでいます。長い人生のあいだには、どんなことが待つていてるかわかりません。老後の生活の不安や病気、事故による障害や死亡など……。

#### 国民年金

国民年金制度は、働く世代全体が保険料を負担し、からだに障害をもつてている人やお年寄りの年金を支えていく世代間の助け合いの仕組みで成り立っている制度です。制度の趣旨や仕組みをよく理解していただくため、毎月11月を「国民年金推進月間」と定め、いろいろな催しを行っています。

年金が受けられません。

老齢基礎年金を繰り上げ請求した人は、65歳まで老齢厚生

金を受けることができますが、老齢基礎年金を受けることができません。

人生はまさに80年時代。わたしたちは今、世界で一番長生きできる国に住んでいます。

長い人生のあいだには、どん

なことが待つていてるかわかりません。老後の生活の不安や病気、事故による障害や死亡など……。

そんなときの備えとして、欠かすことのできないのが、国民年金です。